

岡山県青年土地家屋調査士会 活動費・旅費規程

この規程は、岡山県青年土地家屋調査士会会員の県外活動費及び旅費の支給について必要な事項を定める。

1. 日当（行事開催日に限る）

1日あたり 5,000 円

2. 交通費

J R 岡山駅を起点とし、

| | |
|--------------|----------|
| 半径 200 k m圏内 | 7,000 円 |
| 半径 400 k m圏内 | 12,000 円 |
| 半径 600 k m圏内 | 20,000 円 |
| 半径 800 k m圏内 | 30,000 円 |
| 半径 800 k m以上 | 40,000 円 |

3. 宿泊費（行事開催日に限る）

1泊につき 10,000 円

4. 活動費

参加費相当額（懇親会費を除く）

5. 限度額

該当年度の予算上限を超えた場合は、参加人数に応じて支給額を按分する。

6. 支給条件

この規程による支給を受けようとする会員は、当該活動日の前日までに、当会指定の方法により申し出るものとする。

7. その他

この規程に定めのない場合については、会長と副会長において適宜決定する。

8. 規程の改廃

この規程の改廃は、役員会の決議による。

附則

この規程は平成 26 年 9 月 13 日より施行する。

附則

この改正規程は令和 7 年 8 月 19 日より施行する。